

政治資金監査に関するQ & Aの追加について

(趣旨)

金融機関への振込みによる支出をした場合の収支報告書と併せて提出すべき書面の簡素化を図るための省令改正（平成24年4月29日施行）が行われたことに伴い、政治団体の会計責任者が振込明細書に「支出の目的」を追記した場合についても、別様とせず、当該振込明細書の写しを「支出の目的を記載した書面」と取り扱って差し支えないこととなったため、下記のとおり政治資金監査に関するQ & Aを追加する。

【追加のQ & A】

V-42 会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合	
Q	支出の目的が記載されていない振込明細書に会計責任者が支出の目的を追記した場合、当該振込明細書の写しは「支出の目的を記載した書面」として認められるか。
A	「支出の目的を記載した書面」については、作成者の定めはありませんが、一般的には支出の目的を知る立場にある政治団体の会計責任者が作成するものと考えられています。したがって、政治団体の会計責任者が振込明細書に「支出の目的」を追記した場合についても、平成24年に改正された政治資金規正法施行規則の規定に基づき、別様とせず、当該振込明細書の写しを「支出の目的を記載した書面」と取り扱って差し支えありません。